

薬食監麻発0215第1号
平成24年2月15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

病院・診療所等における向精神薬取扱いの手引の改訂について

病院・診療所等における向精神薬の取扱いについては、「病院・診療所等における向精神薬取扱いの手引について」（平成23年9月1日付け薬食監麻発0901第1号本職通知）により取り扱われているところであるが、今般、別添のとおり、「病院・診療所における向精神薬取扱いの手引」等を改訂したので、関係者への周知方ご配慮願いたい。

なお、改訂内容については、下記のとおりである。

また、「病院・診療所等における向精神薬取扱いの手引について」（平成23年9月1日付け薬食監麻発0901第1号本職通知）は廃止する。

記

1. 病院、診療所又は飼育動物診療施設の開設者等が向精神薬の譲渡し（譲受け）ができる場合に、患者の試験検査のために必要な向精神薬を譲り渡す場合を記載。
2. 事故の届出に関し、ODフィルム剤が錠剤にあたることについて注釈を記載。
3. 向精神薬一覧（平成24年1月現在）を末尾に記載。